

○役員及び評議員の報酬等に関する規程

学校法人志學館学園

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退職慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、副理事長（代表業務執行理事）、専務理事（業務執行理事）及び学園を主たる勤務場所とする常任理事をいう。
- (3) 職員理事とは、前項の理事のうち学園の職員として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間中は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 外部評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (9) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (10) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給及び報酬等の額の算定方法)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 常勤の役員の報酬年額は別表第1の給料表のとおりとし、各役員の報酬年額は給料表のうちから、理事長が決定する。
- (3) 前号にかかわらず、職員理事の報酬は年俸制とし、契約書に則り別に定め、役員報酬はその報酬年額のうち10%とする。
- (4) 常勤の役員の退職慰労金は別表第2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事長が決定する。
- (5) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- (6) 評議員に対しては、職員及び外部を問わず、報酬を支給しない。ただし、外部評議員が退任するときは、別表第4に定める額を退職慰労金として支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬

報酬年額を12等分した額を、毎月23日(ただし、支給日が土日又は休日にあたる時は、給与規程第14条の規定に準じて支払うものとする。)

(2) 退職慰労金

任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支払うものとする。ただし、役員が死亡により退職した場合は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

2 非常勤の役員に対する報酬は、10月末、3月末の年2回にわたり支払うものとする。

3 外部評議員に対する退職慰労金は、第1項第2号に準じて支払うものとする。

4 報酬等は、毎月本人の銀行口座へ振込支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、現金で直接本人に支給することができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費及び費用)

第5条 非常勤理事、非常勤監事及び外部評議員には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、別に定める旅費支給基準に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため学外勤務又は出張した場合は、当該役員及び評議員に対して別に定める旅費支給基準に基づいて、旅費を支給する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、報酬の計算で円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(作成、備置き及び閲覧)

第8条 学園は、私立学校法第107条第1項に基づいて、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公 表)

第9条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の制定・改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度最初の定時評議員会終結時から適用する。
- 2 この規程施行日以前に施行されていた「役員等の報酬等の支給基準」及び「評議員の報酬等支給基準」は、廃止する。
- 3 (令和6年11月18日に在任する役員及び評議員の任期が令和7年度最初の定時評議員会終結時まで存続することに関する経過措置)

令和6年11月18日に在任する役員及び評議員は、この規程の施行にかかわらず、令和7年度最初の定時評議員会終結時まで「役員等の報酬等の支給基準」及び「評議員の報酬等支給基準」を適用する。

附 則

令和7年6月10日臨時理事会において規程の内容について確認し、変更がないことを確認した。

別表第1（常勤の役員の報酬）

（単位：千円）

号俸	理事長(一)	理事(二)	監事(三)
1	10,800	6,000	4,200
2	12,000	7,200	4,800
3	13,200	8,400	5,400
4	14,400	9,600	6,000
5	15,600	10,800	
6	16,800	12,000	
7	18,000		

別表第2（常勤の役員の退職慰労金算定式）

月額基準報酬額 × 支給率

※月額基準報酬額は、年俸額の18分の1とする。

※在職年数は1か年単位とする。ただし、1か年未満は1か年に切り上げる。

在職年数	支給率	在職年数	支給率
1	0.90	21	26.13
2	1.59	22	27.44
3	2.49	23	28.82
4	3.39	24	30.07
5	4.28	25	33.11
6	5.18	26	34.96
7	6.40	27	36.82
8	7.34	28	38.67
9	8.29	29	40.54
10	9.93	30	44.47
11	10.96	31	46.40
12	12.96	32	47.90
13	14.09	33	49.41
14	15.24	34	50.93
15	17.42	35	52.36
16	18.62	36	53.96
17	19.83	37	55.47
18	21.05	38	56.97
19	22.25	39	58.49
20	24.84	40	60.00

（学園の職員を兼ねる理事を含む）

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

報酬区分	金額
年間報酬	200,000 円
退職慰労金	20,000 円 × 在職年数

※在職年数は1か年単位とする。ただし、1か年未満は1か年に切り上げる。

(2) 監事

報酬区分	金額
年間報酬	480,000 円
退職慰労金	20,000 円 × 在職年数

※在職年数は1か年単位とする。ただし、1か年未満は1か年に切り上げる。

別表第4（非常勤の評議員の退職慰労金）

報酬区分	金額
退職慰労金	15,000 円 × 在職年数